

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

教育委員会事務局の組織改正並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 第 42 回全国高等学校総合文化祭長野大会の開催に関する事務を推進するため、教学指導課に全国高等学校総合文化祭推進室を付置するほか、所要の改正を行う。
- (2) 埋蔵文化財等に関する専門職員を配置するため、事務局に置く職及び職務並びに教育機関に置く職及び職務について、所要の改正を行う。
- (3) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正により、勤務評定に代わり人事評価制度が導入されることに伴い、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び教育事務所学校教育課の事務分掌について、所要の改正を行う。
- (4) 学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を行う「義務教育学校」の制度が創設されることに伴い、義務教育学校に係る事務分掌を定めるため、所要の改正を行う。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第5条第2号中「及び中学校」を「、中学校」に、「の設置」を「及び義務教育学校の設置」に改め、同条第3号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第4号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条第5号及び第6号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第6条第2号及び第7条第4号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第14条及び第16条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第17条第2項第5号から第7号までの規定中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条第3項第1号及び第2号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同項第3号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同項第4号及び第5号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の見出し及び2項を加える。

（全国高等学校総合文化祭推進室）

- 2 教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。
- 3 全国高等学校総合文化祭推進室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。

別表第7中

課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
---	----	------------------

 を

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	

 に、

「課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長」を「課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長」に、「課務の分掌」を「課務又は室務の分掌」に、「課長が指定」を「課長又は室長が指定」に、

法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務
教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務

 を

法第18条第3項に規定する職務及び 課又は室の特定事務
教育に関する専門的・技術的事項の 指導、研究等の事務

に改め、同表の文化財・生涯学習課の

項中

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
------	-------------------

 を

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務 の総括掌理
主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ 困難な文化財に関する専門的事務
副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難 な文化財に関する専門的事務
文化財専門員	文化財に関する専門的事務

に改める。

別表第8の歴史館の項中

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
------	-------------------

を

学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ 困難な文化財に関する専門的事務
副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難 な文化財に関する専門的事務
文化財専門員	文化財に関する専門的事務

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(教育政策課)</p> <p>第4条 教育政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 事務局等の職員の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修、<u>人事評価</u>及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。</p> <p>(8)～(17) (略)</p> <p>(義務教育課)</p>	<p>(教育政策課)</p> <p>第4条 教育政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 事務局等の職員の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修、<u>勤務成績</u>の<u>評定</u>及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。</p> <p>(8)～(17) (略)</p> <p>(義務教育課)</p>
<p>第5条 義務教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校、<u>中学校</u>(市町村立(市町村学校組合立を含む。)中学校に限る。以下この条並びに第17条第2項第5号から第7号まで及び第3項第1号から第3号までにおいて同じ。) <u>及び義務教育学校の設置、管理及び廃止の指導及び助言</u>に関する事。</p> <p>(3) 小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の学級編制に関する事。</p> <p>(4) 小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の教職員の定数、任免、分限、懲戒、<u>服務及び人事評価</u>に関する事。</p> <p>(5) 小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。</p> <p>(6) 幼稚園、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の施設及び設備(へき地教育に係るものを含む。)の整備に関する事。</p> <p>(高校教育課)</p>	<p>第5条 義務教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校<u>及び中学校</u>(市町村立(市町村学校組合立を含む。)中学校に限る。以下この条並びに第17条第2項第5号から第7号まで及び第3項第1号から第3号までにおいて同じ。) <u>の設置、管理及び廃止の指導及び助言</u>に関する事。</p> <p>(3) 小学校<u>及び中学校</u>の学級編制に関する事。</p> <p>(4) 小学校<u>及び中学校</u>の教職員の定数、任免、分限、懲戒、<u>服務及び勤務成績</u>の<u>評定</u>に関する事。</p> <p>(5) 小学校<u>及び中学校</u>の教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。</p> <p>(6) 幼稚園、<u>小学校及び中学校</u>の施設及び設備(へき地教育に係るものを含む。)の整備に関する事。</p> <p>(高校教育課)</p>
<p>第6条 高校教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校及び県立中学校の教職員の定数、任免、分限及び懲戒並びに<u>服務及び人事評価</u>に関する事。</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>第6条 高校教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校及び県立中学校の教職員の定数、任免、分限及び懲戒並びに<u>服務及び勤務成績</u>の<u>評定</u>に関する事。</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(特別支援教育課)</p>
<p>第7条 特別支援教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別支援学校の教職員の定数、任免、分限、懲戒、<u>服務及び人事評価</u>に関する事。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>第7条 特別支援教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別支援学校の教職員の定数、任免、分限、懲戒、<u>服務及び勤務成績</u>の<u>評定</u>に関する事。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第14条 教育事務所は、市町村の教育に関する事務（高等学校に関するものを除く。）の指導並びに助言及び援助、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、特別支援学校及び高等学校の連絡調整その他教育委員会規則等により教育事務所の所管とされた事務を行うところとする。</p> <p>(南信教育事務所飯田事務所)</p> <p>第16条 南信教育事務所に、市町村の教育に関する事務（高等学校に関するものを除く。）の指導並びに助言及び援助、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、特別支援学校及び高等学校の連絡調整その他の事務をつかさどらせるため、南信教育事務所飯田事務所を付置する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第17条 教育事務所に、その事務を分掌させるため、総務課、学校教育課及び生涯学習課を置く。</p> <p>2 総務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び市町村立特別支援学校の施設等の補助に関すること。</p> <p>(6) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び市町村立特別支援学校の教職員の進退及び給与に関すること。</p> <p>(7) 教育職員の免許事務（小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>又は市町村立特別支援学校に在職する者に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>3 学校教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 幼稚園、小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の設置、管理及び廃止の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>の学級編制の助言に関すること。</p> <p>(3) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び市町村立特別支援学校の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務及び<u>人事評価</u>の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の学校運営及び教育課程、学習指導、生徒指導等の指導に関すること。</p> <p>(5) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、特別支援学校及び高等学校の生徒指</p>	<p>(業務)</p> <p>第14条 教育事務所は、市町村の教育に関する事務（高等学校に関するものを除く。）の指導並びに助言及び援助、小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の連絡調整その他教育委員会規則等により教育事務所の所管とされた事務を行うところとする。</p> <p>(南信教育事務所飯田事務所)</p> <p>第16条 南信教育事務所に、市町村の教育に関する事務（高等学校に関するものを除く。）の指導並びに助言及び援助、小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の連絡調整その他の事務をつかさどらせるため、南信教育事務所飯田事務所を付置する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第17条 教育事務所に、その事務を分掌させるため、総務課、学校教育課及び生涯学習課を置く。</p> <p>2 総務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 幼稚園、小学校、中学校及び市町村立特別支援学校の施設等の補助に関すること。</p> <p>(6) 小学校、中学校及び市町村立特別支援学校の教職員の進退及び給与に関すること。</p> <p>(7) 教育職員の免許事務（小学校、中学校又は市町村立特別支援学校に在職する者に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>3 学校教育課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 幼稚園、小学校<u>及び中学校</u>の設置、管理及び廃止の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 小学校<u>及び中学校</u>の学級編制の助言に関すること。</p> <p>(3) 小学校、中学校及び市町村立特別支援学校の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務及び<u>勤務成績の評定</u>の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) 小学校、中学校及び特別支援学校の学校運営及び教育課程、学習指導、生徒指導等の指導に関すること。</p> <p>(5) 小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の生徒指導の連絡調整に</p>

改正案	現行																																																	
<p>導の連絡調整に関すること。 (6)～(9) (略)</p> <p>4 生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (略)</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。 <u>(全国高等学校総合文化祭推進室)</u></p> <p>2 教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、<u>全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。</u></p> <p>3 全国高等学校総合文化祭推進室に、その事務を分掌させるため、係を置き、<u>その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。</u></p>	<p>関すること。 (6)～(9) (略)</p> <p>4 生涯学習課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (略)</p> <p>附 則 <u>この規則は、昭和53年4月1日から施行する。</u></p>																																																	
<p>(別表第7) (第39条関係)</p>	<p>(別表第7) (第39条関係)</p>																																																	
<p>事務局に置く職及び職務</p>	<p>事務局に置く職及び職務</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">課又は室</td> <td>課長</td> <td rowspan="2">課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督</td> </tr> <tr> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理</td> </tr> <tr> <td>担当係長</td> <td>課長又は室長が指定する特定の事務の分掌</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指導主事</td> <td>法第18条第3項に規定する職務及び課又は室の特定事務</td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td>教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督	室長	(略)	(略)	課長補佐	課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理	(略)	(略)	係長	課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理	担当係長	課長又は室長が指定する特定の事務の分掌	(略)	(略)	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課又は室の特定事務	専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">課</td> <td>課長</td> <td rowspan="2">課務の掌理及び所属職員の指揮監督</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理</td> </tr> <tr> <td>担当係長</td> <td>課長が指定する特定の事務の分掌</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指導主事</td> <td>法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務</td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td>教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督	(略)	(略)	課長補佐	課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理	(略)	(略)	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理	担当係長	課長が指定する特定の事務の分掌	(略)	(略)	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務	専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務	(略)	(略)
左欄	中欄	右欄																																																
課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督																																																
	室長																																																	
	(略)	(略)																																																
	課長補佐	課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理																																																
	(略)	(略)																																																
	係長	課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理																																																
	担当係長	課長又は室長が指定する特定の事務の分掌																																																
	(略)	(略)																																																
	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課又は室の特定事務																																																
	専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務																																																
(略)	(略)																																																	
左欄	中欄	右欄																																																
課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督																																																
	(略)		(略)																																															
	課長補佐	課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理																																																
	(略)	(略)																																																
	係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理																																																
	担当係長	課長が指定する特定の事務の分掌																																																
	(略)	(略)																																																
	指導主事	法第18条第3項に規定する職務及び課の特定事務																																																
	専門主事	教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の事務																																																
	(略)	(略)																																																

改正案			現行		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
文化財・生涯学習課	(略)	(略)	文化財・生涯学習課	(略)	(略)
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務		学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
	文化財専門幹	文化財行政に関する高度な専門的事務の総括掌理	(略)	(略)	(略)
	主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務			
	副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務			
	文化財専門員	文化財に関する専門的事務			
	(略)	(略)	(略)		

(別表第8) (第39条関係)

教育機関に置く職及び職務

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
歴史館	(略)	(略)
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務
	主任文化財専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	副主任文化財専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な文化財に関する専門的事務
	文化財専門員	文化財に関する専門的事務

(別表第8) (第39条関係)

教育機関に置く職及び職務

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
歴史館	(略)	(略)
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務